

# 富良野市廃棄物減量等推進審議会議案

とき 令和6年7月2日（火）

10:00～

ところ 富良野市複合庁舎1階 会議室B

---

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 委員長挨拶 佐藤委員長

4. 議事

1) 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要について

5. その他

施設見学 • 使用済み紙おむつのリサイクルについて

使用済み紙おむつの再資源化に向けた実証試験の現地見学

見学場所：富良野市学田三区 北清ふらの株式会社敷地内

6. 閉 会

## 富良野市廃棄物減量等推進審議会規則

平成 5 年 9 月 17 日規則第 34 号

### (目的)

**第1条** この規則は、富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年条例第 20 号）第 7 条の規定による富良野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

**第2条** 審議会は、委員 10 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 廃棄物の処理に識見を有する市民
- (2) 廃棄物の処理に識見を有する市民団体
- (3) その他各種団体

### (委員の任期)

**第3条** 審議会の委員の任期は、2 年とする。

2 委員に欠員を生じ、新たに委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 審議会は委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

### (委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 16 年 4 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 16 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 28 年 10 月 11 日規則第 82 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。